

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。 中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。 東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。 駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。 建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2)形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

2) 元茨木川緑地景観形成地区

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 元茨木川緑地に面する側は、できる限り2階以上の壁面の位置を後退させる。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 元茨木川緑地の緑になじむ景観とし、勾配屋根とするなど、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
	2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ
2) 形態、意匠		<ul style="list-style-type: none"> 緑地の緑になじむ景観とし、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
3) 色彩		<ul style="list-style-type: none"> 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
2 工 作 物 の 新 設 又 は 移 転 等	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> • 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開 発 行 為	方法	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物 件 の 堆 積	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

3) 彩都景観形成地区

行為	事項	彩都景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ● 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ● 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ● 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 ● 外部に設ける建築設備は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないよう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 ● 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● 当該基準に適合しない色（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。 ● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ● 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 ● 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 ● 敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。 ● 行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
2 又は工 作物の 移転等 の新設	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ● 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ● 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ● 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	彩都景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

4) 歴史的景観形成地区

行為	事項	歴史的景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、櫓の本陣の形態、意匠を反映させる。 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する。 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 櫓の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り櫓等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 又は工 作物 の移 転等 の新 設	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	歴史的景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 樁の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 • ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> • 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> • 行為地は、できる限り樁等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

5) 沿道景観形成地区

行為	事項	沿道景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図7)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
2 又は工作物の新設等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	沿道景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。 ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。